

## ⑦ 貸与型奨学金による支弁（留学生）

氏名 \_\_\_\_\_

問1. 在学中に奨学金の貸与を修了する条件として、認められていないのは①～③のうちどれですか？

- ① 退学したとき
- ② 指定されていたアルバイト先を辞めたとき
- ③ 学業成績が著しく不良となったとき

( )

問2. 返済条件として認められているのは、①～③のうちどれですか？

- ① 留学生の希望により、生活に支障のない範囲で繰り上げ返済を行う
- ② 法人の経営状況が悪化したので、留学生に繰り上げ返済をお願いする
- ③ 卒業後に予め決められた就労先に就職しない場合、残額を一括で返済する

( )

問3. 下記①～③のうち、不要なものはどれですか？

- ① 留学生が奨学金の貸与条件及び返済条件を理解していること
- ② 予め決められているアルバイト先の労働条件を留学生が理解していること
- ③ 本邦在留期間中の全費用を奨学金で支払う場合、現に有する預貯金等で支弁可能であると確認すること

( )

問4. 貸与奨学金により学費などを支弁する場合、申請で提出が求められない書類は①～③のうちどれですか？

- ① 奨学金を貸与する法人の登記事項証明書
- ② 卒業後の就労先が未定の場合、奨学金を貸与する法人の就業規則
- ③ 奨学金の貸与条件及び返済条件を規定している文書

( )